

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称					党勢拡大基金				
前年末の残高 ①					十億	百万	千	円	目 的
					2 0	3 5 7	0 5 4	7 2 5	党勢拡大のため
積 立					取 崩 し				
年 月 日					金 額				
					十億	百万	千	円	備 考
5 1 2 2 9					5	8 1 0	1 9 1	6 2 0	令和5年分政党交付金からの積立て
小 計									
②					5	8 1 0	1 9 1	6 2 0	
果 実									
年 月 日					金 額				
					十億	百万	千	円	備 考
小 計									
③								0	
合 計									
(②+③) ④					5	8 1 0	1 9 1	6 2 0	
本年末等の残高 (①+④-⑤) ⑥					2 4	6 2 0	2 3 6	1 0 3	
増 減 額 ⑥-①					4	2 6 3	1 8 1	3 7 8	
					合 計 ⑤				
					1	5 4 7	0 1 0	2 4 2	

監 査 意 見 書

令和6年 3 月 21 日

党則第15条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した監査の概要

令和5年分政党交付金及び基金の収支に関し、使途等報告書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

2. 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

監査の結果、使途等報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等と一致し、令和5年分政党交付金及び基金の収支の状況を適正に記載しているものと認める。

3. その他監査上の特記事項

な し

政 党 の 名 称

自 由 民 主 党

監査した者の職・氏名

財務委員長 渡 辺 博 道



監 査 報 告 書

2024 年 3 月 15 日

自 由 民 主 党

総 裁 岸 田 文 雄 殿

協 栄 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

齋 野 友 孝

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

三 戸 幸 之 助

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

酒 井 博 康

1. 監査の概要

私共監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、自由民主党の 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの法第 17 条第 1 項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第 20 条第 1 項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、私共監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、私共監査法人の意見は次のとおりである。

- 法第 15 条第 1 項に規定する会計帳簿、同条第 2 項に規定する領収書等及び同条第 3 項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- 法第 15 条第 1 項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- 法第 17 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。

3. 利害関係

私共監査法人には、規則第 19 条の規定に違反する事実はない。

以 上

(そ の 7)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等及び残高証明等の写し等
- ② 監査意見書
- ③ 監査報告書（本部に限る。）
- ④ 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- ⑤ 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 21 日

政党（支部）の名称

自由民主党

会計責任者の氏名

茂木 敏充